うるま市告示第９４－２号

うるま市経営発展支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年４月７日

うるま市長　中村　正人

うるま市経営発展支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

うるま市経営発展支援事業補助金交付要綱（令和４年うるま市告示第１７７号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（趣旨） 第１条　この告示は、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成１２年４月１日付１２構改Ｂ第３５０号農林水産事務次官依命通知）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月２９日付け３経営第３１４２号農林水産事務次官依命通知）及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年１２月１日付け５経営第２０１６号農林水産事務次官依命通知）に基づき、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を支援することを目的として、予算の範囲内において、経営発展のための機械・施設の導入等の取組に対して補助金を交付することに関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）並びに沖縄県経営発展支援事業補助金交付要綱（令和４年６月１日制定。以下「交付要綱」という。）、沖縄県経営発展支援事業実施要領（令和４年６月１日制定。以下「実施要領」という。）及びうるま市補助金等交付規則（平成１７年うるま市規則第４７号。以下「市規則」という。）	（趣旨） 第１条　この告示は、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成１２年４月１日付１２構改Ｂ第３５０号農林水産事務次官依命通知）及び新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月２９日付け３経営第３１４２号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を支援することを目的として、予算の範囲内において、経営発展のための機械・施設の導入等の取組に対して補助金を交付することに関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）並びに沖縄県経営発展支援事業補助金交付要綱（令和４年６月１日制定。以下「交付要綱」という。）、沖縄県経営発展支援事業実施要領（令和４年６月１日制定。以下「実施要領」という。）及びうるま市補助金等交付規則（平成１７年うるま市規則第４７号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　国実施要綱　新規就農者育成総合対策実施要綱をいう。 （２）　国緊急対策実施要綱　新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱をいう。 （３）　目標地図に位置づけられた者等　地域計画のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「基盤強化法」という。）第１９条第３項に規定する地図をいう。）に位置づけられた者若しくは位置づけられることが確実と見込まれる者又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者をいう。 （４）　経営開始資金　国実施要綱別記２第２の２に規定する経営開始資金をいう。 （５）　経営開始支援資金　国緊急対策実施要綱別記１第２の２に規定する経営開始支援資金をいう。	
第３条　［略］ （対象経費等） 第４条　［略］	第２条　［略］ （対象経費等） 第３条　［略］
２　対象経費の上限額は１，０００万円（経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受けた者の場合は、５００万円）とし、補助率は対象経費の４分の３以内とする。	２　対象経費の上限額は１，０００万円（新規畑人資金支援事業実施要領（令和４年４月１日制定）第２の２に規定する経営開始資金の交付対象者の場合は、５００万円）とし、補助率は対象経費の４分の３以内とする。
３　夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、夫婦合わせて、第１項の補助対象上限額に１．５を乗じて得た額を上限額（１円未満切捨て）とする。 （１）～（２）　［略］	３　夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、夫婦合わせて、第１項の補助対象上限額に１．５を乗じて得た額を上限額（１円未満の端数を生じたときはこれを切捨てた額）とする。 （１）～（２）　［略］

（３）　夫婦共に目標地図に位置づけられた者等であること。	（３）　夫婦共に、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「基盤強化法」という。）の基本要綱（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知）第２条の表に規定する人・農地プラン（以下同じ。）に位置づけられた者等であること。
４　複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、国実施要綱別記１第５－１の１（１）又は国緊急対策実施要綱別記２第５－Ⅱの１（１）の要件を満たす者（当該法人及び青年就農者が目標地図に位置づけられた者等に限る。）については、経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける者にあっては５００万円、受けない者にあっては、１，０００万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける場合は７５０万円、受けない場合は１，５００万円）を合算した額又は２，０００万円のいずれか低い額を上限とする。なお、事業実施年度の前年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に１名でも存在する場合は、交付の対象外とする。	４　複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該複数の青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。以下同じ。）のそれぞれに対して第２項の額を上限とする。
（交付対象者の要件） 第５条　［略］	（交付対象者の要件） 第４条　［略］
（１）　［略］	（１）　［略］
（２）　国実施要綱別記１第５－１事業内容（通常枠）の１又は国緊急対策実施要綱別記２第５Ⅱ初期投資促進タイプの１に規定する交付対象者の要件を満たしていること。	（２）　実施要領別記１第５事業内容の１に規定する交付対象者の要件を満たしていること。
（３）　［略］	（３）　［略］
	２　前項の規定にかかわらず、複数の青年就農者により農業法人を設立し、共同経営する場合で、当該農業法人の役員に令和４年度以前に経営開始している農業者が１名でも存在するときは、当該令和４年度以前に経営開始

	している農業者及び当該農業法人の他の役員は交付対象者としない。
（目標年度） 第６条　目標年度は、補助事業実施年度の４年後の年度とする。	（目標年度） 第５条　実施要綱別表事業内容の欄に規定する「経営発展事業（別記１）」の経営発展支援事業申請追加資料（実施要綱別紙様式第１号をいう。以下同じ。）「１成果目標の取組」の表に記載されている経営管理の合理化、所得、データを活用した農業を実践すること及び農業経営を法人化することについての目標年度は、補助事業実施年度の４年後の年度とする。
（計画等の作成及び承認申請） 第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経営発展支援事業計画承認申請書（様式第１号。以下「承認申請書」という。）及び承認申請書に記載の関係書類を、市長に提出するものとする。	（計画等の作成及び承認申請） 第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基盤強化法第１４条の４第１項に規定する、青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料を添付したもの（以下「経営発展支援事業計画等」という。）を作成しなければならない。 ２　申請者は、経営発展支援事業計画承認申請書（様式第１号）を作成し、経営発展支援事業計画等、暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第２号）及びその他の関係書類を添付の上、市長に提出するものとする。
２　申請者は、承認申請書及び当該申請書に記載の関係書類の作成に当たっては、沖縄県普及指導機関その他の関係機関の指導を受けるものとする。	３　申請者は、経営発展支援事業計画等の作成に当たっては、沖縄県普及指導機関の関係機関の指導を受けるものとする。
第８条～第１０条　［略］	第７条～第９条　［略］
（申請の取下げ） 第１１条　前条第１項の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第９条第１項に規定する交付申請を取下げようとするときは、前条第１項に規定する通知を受けた日から起算して１５日以内にその旨を記載した取下書を市長に提出しなければならない。	（申請の取下げ） 第１０条　前条第１項の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第８条第１項に規定する交付申請を取下げようとするときは、前条第１項に規定する通知を受けた日から起算して１５日以内にその旨を記載した取下書を市長に提出しなければならない。
（債権譲渡等の禁止）	（債権譲渡等の禁止）

第１２条　補助事業者は、第１０条第１項の規定にする交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。	第１１条　補助事業者は、第９条第１項の規定にする交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
（事業内容等の変更申請）	（事業内容等の変更申請）
第１３条　補助事業者は、経営発展支援事業計画等の変更若しくは別表の重要な変更に該当する場合、補助事業の中止又は廃止をする場合は、経営発展支援事業計画変更等承認申請書（様式第６号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。	第１２条　補助事業者は、経営発展支援事業計画等の変更若しくは別表の重要な変更に該当する場合、補助事業の中止又は廃止をする場合は、経営発展支援事業計画変更等承認申請書（様式第６号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
２　市長は、前項の申請内容を審査し適当と認めた場合、第１０条の規定を準用し、通知及び必要な条件を付すものとする。	２　市長は、前項の申請内容を審査し適当と認めた場合、第９条の規定を準用し、通知及び必要な条件を付すものとする。
３　第１項に該当しない変更は、軽微な変更として同項に規定する申請書の提出を要しない。	３　第１項に該当しない変更は、軽微な変更として同項に規定する申請書の提出を要しない。
第１４条～第１８条　［略］	第１３条～第１７条　［略］
（実績報告）	（実績報告）
第１９条　補助事業者は、第１４条第３項による通知を受けた日から起算して２０日を経過した日又は第１０条に規定する交付決定を受けた年度の３月２０日までのいずれか早い日までに経営発展支援事業実績報告書（様式第１３号）を市長に提出しなければならない。	第１８条　補助事業者は、第１４条第３項による通知を受けた日から起算して２０日を経過した日又は第９条に規定する交付決定を受けた年度の３月２０日までのいずれか早い日までに経営発展支援事業実績報告書（様式第１３号）を市長に提出しなければならない。
２　第９条第２項ただし書の規定により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金等額から減額して報告しなければならない。	２　第８条第２項ただし書の規定により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金等額から減額して報告しなければならない。
３　第９条第２項ただし書の規定により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補	３　第８条第２項ただし書の規定により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補

助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、経営発展支援事業補助金仕入れに係る消費税仕入控除税額報告書（様式第１４号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。	助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、経営発展支援事業補助金仕入れに係る消費税仕入控除税額報告書（様式第１４号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
４　［略］	４　［略］
（額の確定等）	（額の確定等）
第２０条　市長は、前条第１項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が第１０条又は第１３条第２項の交付決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、経営発展支援事業補助金確定通知書（様式第１５号）により補助事業者へ通知するものとする。	第１９条　市長は、前条第１項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が第９条又は第１２条第２項の交付決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、経営発展支援事業補助金確定通知書（様式第１５号）により補助事業者へ通知するものとする。
２～３　［略］	２～３　［略］
（精算払請求）	（精算払請求）
第２１条　補助事業者は、補助金の不足分につき精算払いを受けようとする場合は、経営発展支援事業補助金精算払請求書（様式第１６号）及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。	第２０条　補助事業者は、補助金の不足分につき精算払いを受けようとする場合は、経営発展支援事業補助金精算払請求書（様式第１６号）及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
２　［略］	２　［略］
（交付決定の取消し等）	（交付決定の取消し等）
第２２条　市長は、次に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。	第２１条　市長は、次に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
（１）～（６）　［略］	（１）～（６）　［略］
２～４　［略］	２～４　［略］
５　第３項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第２０条第３項の規定を準用する。	５　第３項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第１９条第３項の規定を準用する。
（就農状況報告等）	（就農状況報告等）
第２３条　補助事業者は、補助事業実施の翌年	第２２条　補助事業者は、補助事業実施の翌年

度から第６条に規定する目標年度の翌年度まで、毎年７月末及び１月末までにその直前の６月（実績報告後１回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の、就農状況報告（様式第１８号）を市長に提出する。	度から第５条に規定する目標年度の翌年度まで、毎年７月末及び１月末までにその直前の６月（実績報告後１回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の、就農状況報告（様式第１８号）を市長に提出する。
２　補助事業者は、事業実施年度から第６条に規定する目標年度までの期間内に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後１月以内に住所等変更届（様式第１９号）を市長へ提出しなければならない。ただし、国実施要綱別記２又は国緊急対策実施要綱別記１に規定する住所等変更届を提出している場合は本報告を行ったものとみなすものとする。	２　補助事業者は、事業実施年度から第５条に規定する目標年度までの期間内に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後１月以内に住所等変更届（様式第１９号）を市長へ提出しなければならない。ただし、実施要綱別記２の第６の２（６）イにより住所等変更届を提出している場合は本報告を行ったものとみなすものとする。
３　補助事業者は、実績報告後に就農する場合は、就農後１月以内に、就農届（様式第２０号）を提出しなければならない。ただし、国実施要綱別記２又は国緊急対策実施要綱別記１に規定する就農届を提出した場合は、当該報告をもって提出したものとみなすものとする。	３　補助事業者は、実績報告後に就農する場合は、就農後１月以内に、就農届（様式第２０号）を提出しなければならない。ただし、実施要綱別記２の第６の１（７）の報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものとみなすものとする。
４　［略］	４　［略］
第２４条　［略］	第２３条　［略］
（財産処分の制限）	（財産処分の制限）
第２５条　［略］	第２４条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　市長は、取得財産等のうち市規則第１８条に規定する財産について、処分制限期間中は、同条の承認をしないものとする。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により第１０条の規定による補助金の交付の決定を	３　市長は、取得財産等のうち市規則第１８条に規定する財産について、処分制限期間中は、同条の承認をしないものとする。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により第９条の規定による補助金の交付の決定をも

もって市長は承認するものとする。 （１）～（２）　［略］ ４～６　［略］ 第２６条　［略］ （補助金の経理等） 第２７条　［略］ ２　［略］ ３　補助事業者は、第２３条及び前２項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。	って市長は承認するものとする。 （１）～（２）　［略］ ４～６　［略］ 第２５条　［略 （補助金の経理等） 第２６条　［略］ ２　［略］ ３　第２２条及び前２項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

備考
１　現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。
２　表中の［　］の記載は注記である。

別表中

「

経費
うるま市経営発展支援事業補助事業者が行う交付要綱別表１経費の欄に規定する「（１）経営発展支援事業」に掲げる経費

」を「

経費
うるま市経営発展支援事業補助事業者が行う交付要綱別表１経費の欄に規定する １　沖縄県経営発展支援事業 １）通常枠　に掲げる経費 ２　沖縄県世代交代・初期投資促進事業 ２）初期投資促進タイプ に掲げる経費

」に改める。

様式第１号中「第６条」を「第７条」に、「様」を「うるま市長　　様」に改め、

「

ア　経営発展支援事業申請追加資料（実施要綱別記１の別紙様式第１号（別添含む。））

」を

「

ア　申請追加資料（規定様式別添含む。）

□　国実施要綱別記１別紙様式第１号－１　経営発展支援事業申請追加資料

□　国緊急対策実施要綱別記２別紙様式第１号－２　初期投資促進事業申請追加資料

」に、

「

３．注意事項

注１　申請者が法人の場合は、住所を所在地へ、氏名を代表者名へ変更して記載すること。また、申請者が夫婦共同経営の場合は、住所及び氏名の記入欄を増やし、夫婦各自の住所及び氏名を記載すること。

注２　関係書類のうち「（１）必須書類」は添付を要する書類。また、関係書類のうち「（２）適宜必要となる書類」は申請者の場合に応じて添付を要する書類

注３　関係書類のうち「実施要綱」と記載されている書類は、新規就農者育成総合対策実施要綱に定められている様式を用いて、うるま市長宛の文書を作成すること。

」を

「

３．注意事項

注１　申請者が法人の場合は、住所を所在地へ、氏名を代表者名へ変更して記載すること。また、申請者が夫婦共同経営の場合は、住所及び氏名の記入欄を増やし、夫婦各自の住所及び氏名を記載すること。

注２　２．関係書類のうち（１）ア申請追加資料については、申請を希望する事業に☑を付けること。

注３　２．関係書類のうち「国実施要綱」又は「国緊急対策実施要綱」に定められている様式を用いる場合は、うるま市長宛ての文書を作成すること。

」に改める。

様式第２号中「第６条」を「第７条」に改める。

様式第３号中「第７条」を「第８条」に改める。

様式第４号中「第８条」を「第９条」に、

「

・遵守する法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱

新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱

沖縄県経営発展支援事業実施要領

うるま市経営発展支援事業補助金交付要綱

」を

「

・遵守する法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱

新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱

新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金交付要綱

沖縄県経営発展支援事業実施要領

うるま市経営発展支援事業補助金交付要綱

」に改める。

様式第５号中「第９条」を「第１０条」に、「第９条第１項」を「第１０条第１項」に、

「

交付条件

・補助事業の完了日までに融資が行われていないときは交付決定を取り消すものとする。
・補助事業を完遂するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができる。
・契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、沖縄県経営発展支援事業補助金交付要綱第２号様式の契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については入札に参加させてはならない。
・下記の補助金に関する法令等に従わなければならない。
補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律
担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱
新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱
沖縄県経営発展支援事業実施要領
うるま市経営発展支援事業補助金交付要綱

」を

「

交付条件
・補助事業の完了日までに融資が行われていないときは交付決定を取り消すものとする。
・補助事業を完遂するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができる。
・契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、沖縄県経営発展支援事業補助金交付要綱第２号様式の契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については入札に参加させてはならない。
・下記の補助金に関する法令等に従わなければならない。
補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律
担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱
新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱
新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金交付要綱
沖縄県経営発展支援事業実施要領
うるま市経営発展支援事業補助金交付要綱

」に改める。

様式第６号中「第１２条」を「第１３条」に、「第１２条第１項」を「第１３条第１項」に改める。

様式第７号中「第１４条」を「第１５条」に、「第１４条第１項」を「第１５条第１項」に改める。

様式第８号中「第１４条」を「第１５条」に、「第１４条第２項」を「第１５条第２項」に改める。

様式第９号中「第１４条」を「第１５条」に、「第１４条第３項」を「第１５条第３項」に改める。

様式第１０号中「第１５条」を「第１６条」に改める。

様式第１１号中「第１６条」を「第１７条」に改める。

様式第１２号中「第１７条」を「第１８条」に改める。

様式第１３号中「第１８条」を「第１９条」に改める。

様式第１４号中「第１８条」を「第１９条」に、「第１８条第３項」を「第１９条第３項」に改める。

様式第１５号中「第１９条」を「第２０条」に改める。

様式第１６号中「第２０条」を「第２１条」に改める。

様式第１７号中「第２１条」を「第２２条」に、「第２１条第２項」を「第２２条第２項」に改める。

様式第１８号中「第２２条」を「第２３条」に、「第２２条第１項」を「第２３条第１項」に改める。

「

※３以降については、新規就農者育成総合対策実施要綱別記２の経営開始資金の交付を受ける場合は、同要綱別記２の別紙様式第９－１号の就農状況報告（独立・自営就農）を添付した場合に記入等は不要とする。

」を

「

※３以降については、経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける場合は、国実施要綱別記２の又は国緊急対策実施要綱別記１の別紙様式第９－１号を添付した場合に記入等は不要とする。

」に、

「新規就農者育成総合対策実施要綱別記１の別紙様式第１号の別添１」を

「国実施要綱別記１別紙様式第１号の別添１又は国緊急対策実施要綱別記２別紙様式第１号の別添１」に改める。

様式第１８号別添２中

「

※計画欄には、新規就農者育成総合対策実施要綱の別紙様式第１号の別添１の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

」を

「

※計画欄には、国実施要綱別記１別紙様式第１号の別添１又は国緊急対策実施要綱別記２別紙様式第１号の別添１の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

」に改める。

様式第１９号中「第２２条」を「第２３条」に、「第２２条第２項」を「第２３条第２項」に改める。

様式第２０号中「第２２条」を「第２３条」に、「第２２条第３項」を「第２３条第３項」に改める。

附　則

この告示は、令和８年４月７日から施行する。